

第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- 個人事業承継計画の確認を受けた個人事業承継者であること

特定事業用資産の贈与後に個人事業承継者が個人事業承継計画の確認を受けることも可能です。この場合には、都道府県知事への認定申請時まで確認を受けてください。

- 個人事業承継者は特定事業用資産を贈与により取得していること

特定事業用資産については、贈与により取得していることが要件とされます。したがって、売買で取得した場合には、要件を満たさないこととなります。

- 個人事業承継者は贈与税を納付することが見込まれること

例えば、相続時精算課税の適用を受ける場合において、贈与した財産の課税価格が特別控除額（最大2,500万円）以下であるとき等は、個人事業承継者は贈与税を納付しないこととなるため、認定を受けることができません。

- 個人である中小企業者であること

個人である中小企業者に該当するかどうかの判定は、下記の表の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で行います。

| 業種目 | 従業員数 |
|---|--------|
| 製造業その他 | 300人以下 |
| 製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く) | 900人以下 |
| 卸売業 | 100人以下 |
| 小売業 | 50人以下 |
| サービス業（下記を除く） | 100人以下 |
| サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 300人以下 |
| サービス業のうち旅館業 | 200人以下 |

第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種贈与認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第二種贈与申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 生計一親族等から先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得していること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（生計一親族等が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が生計一親族等から受贈した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第二種贈与申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は生計一親族等から受贈した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てについて、第二種贈与申請基準日*まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※ 第二種贈与申請基準日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいいます。

- ① 贈与の日が1月1日から10月15日までの場合 10月15日
- ② 贈与の日が10月16日から12月31日までの場合 その贈与の日
- ③ 贈与年の5月15日より前に先代事業者又は後継者の相続が開始した場合 その相続開始の日の翌日から5月を経過する日

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。